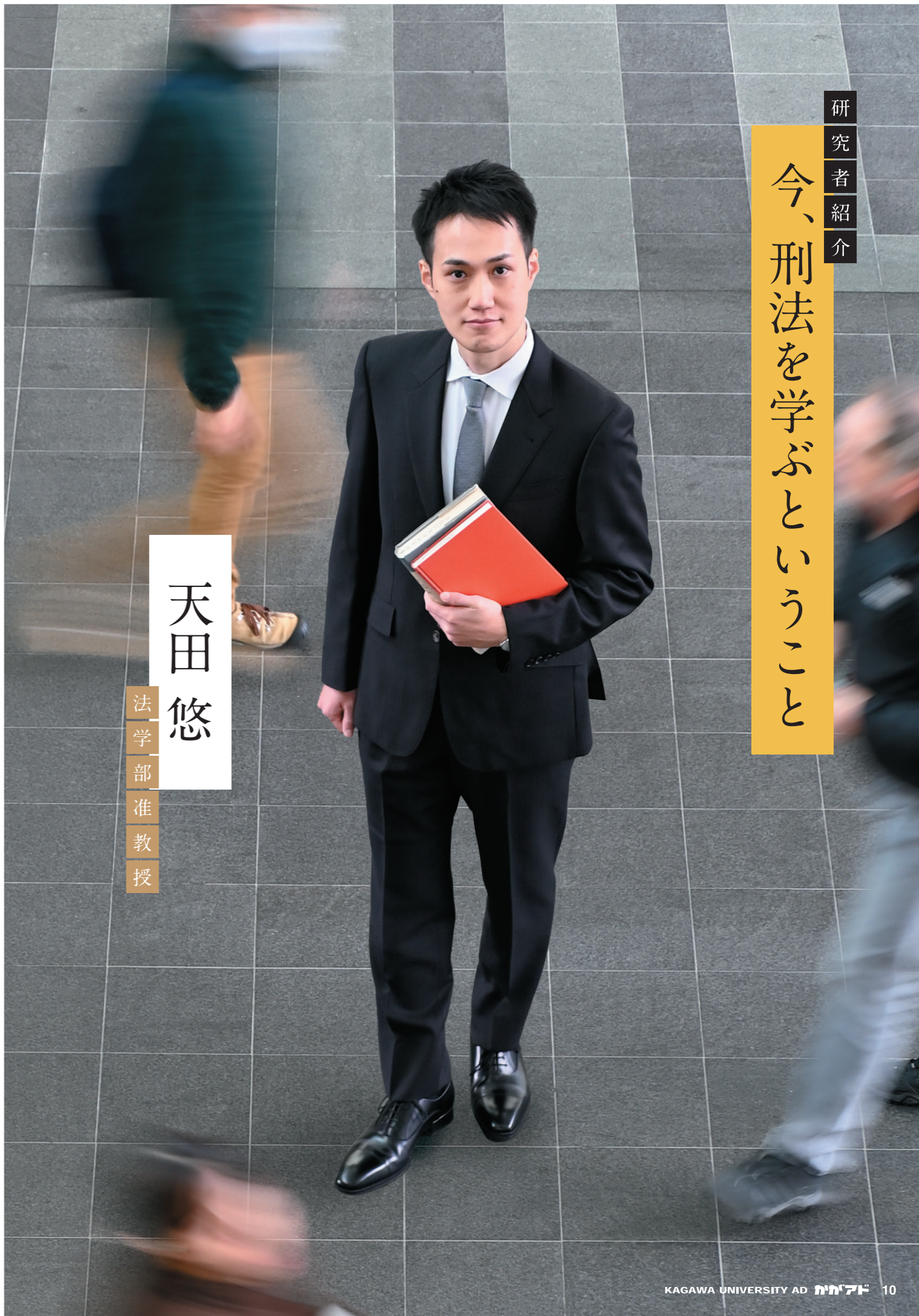


# 今、刑法を学ぶということ



天田 悠

法学部 准教授

りました。このように医事刑法は、生命や健康といった人の大切なものを扱う学問分野だといえます。

## 法的に物事を考えることの楽しさ・悩ましさ

皆さんの中には、ネットやTVの報道で事件に触れ、その動向に興味をもった方もいるのではないのでしょうか。例えば「あの事件の犯人が無罪／有罪になった」と耳にして、その結論に共感したり、逆に疑問に思ったりしたという経験です。その際、犯人を無罪／有罪とする「ものさし」となるのが刑法です。

ただ、刑法の条文はどれも抽象的で、そのままでは無罪／有罪の根拠にはできません。そこで、これらの抽象的な条文を、実際に起きた事件に適用できるように解釈する必要が出てきます。刑法の授業では、条文を解釈する方法を学びます。具体的には、過去に裁判となった事例を取り上げ、どのような罪に問われるかを考えてもらいます。実際の事例を通して考え、意見を交換することで、法的に物事を考える力が身につきます。その際、受講生の間で意見が分かれる場合もあります。ただ、刑法は生命・身体・自由・財産といった人の重要な利益を扱う学問ですから、意見が食い違うことは当然ともいえます。「なぜ相

手はそう考えるか」を知り、納得すること、刑法学への理解が深まるのです。

私自身は、大学2年生の時に履修した「医事刑法」という講義で、この学問分野にはじめて触れました。そして3年次には、「医事刑法の研究を一生の仕事にできるのではないか」と考えました。そこで、講義を担当していた先生に「ぜひ研究指導を受けたい」とお願いし、研究者養成大学院に入学したことが、現在に繋がっています。

香大生には、真面目で堅実な印象を持っています。その一方で、視野を広げるため、無我夢中に行動してもよいのでは、と感じるときもあります。もちろん勉学もそのための手段の一つです。「よく分からないけど面白そう」という体験が一つでも得られれば、大学で学んだ意味は十分にあったといえます。もしそれが「刑法」であれば、これ以上嬉しいことはありません。



## 医療と刑法の繋がりを考える

私の専門は刑法学で、その中でも医療に関わる分野を研究しています。「医事刑法」という学問分野です。医事刑法が扱うテーマには、安楽死、治療中止、臨床研究、臓器移植、医療過誤などがあります。ここ数年は、感染症をめぐり新たな問題が生じています。例えば、次のような事例です。

— 患者AとBが、病院に同時に搬送されてきた。AもBも、ただちに人工呼吸器が装着されなければならぬほど重篤な状態にあるが、病院に現在空きのある人工呼吸器は1台しかない。医師Xは、Aに人工呼吸器を使用すると決め、治療の結果、Aの命は救われた。一方、人工呼吸器が装着されなかったBは死亡した。

これは、トリアージが問題となる事例です。トリアージとは、災害時に多数の負傷者・疾病者が同時にいる状況で、医療機関のキャパシティを考慮し、治療や搬送の優先順位を決めることをいいます。従来、この事例の解決は、それほど頻繁には話題とされてきませんでした。「現実には減多に起こらない事例だろう」と考えられてきたからです。しかし、コロナ禍や多くの自然災害を経て、トリアージは、私たちの身近に起こりうる問題として認識されるようになって



法学部准教授  
あまだ ゆう  
天田 悠

東京都板橋区出身。早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。日本学術振興会特別研究員、早稲田大学助教を経て、2019年4月より現職。